

## 第 8 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。））」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。））」を「相談援助業務」に改める。

第37条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第60条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第98条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第106条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下、この項において「乳児院等の長」という。）である者については、この条例による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長の資格を有する者とみなす。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正

を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。